

入院時食事療養について

当病院は、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っています。

入院時の食事代のうち、食事療養標準負担額を患者さまにご負担いただいております。

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

また、予め定められた日に患者さまに対して提示する複数のメニューからお好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しています。（自己負担はありません）

栄養サポートチームによる栄養管理も行っています。

入院時生活療養費について

当病院は、入院時生活療養に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っています。

療養病床に入院する65歳以上の被保険者の方には生活

療養費（食事・居住費）にかかる費用のうち、生活療養
標準負担額を患者さまにご負担いただいております。